

公認欠席（芸術工学部）

授業や定期試験等における学生の欠席について

授業や定期試験などの出欠状況は、各授業科目の担当教員が確認・管理し、成績評価に反映しますので、次のことに注意してください。

①やむを得ない理由で欠席や遅刻をした場合は、その旨を授業科目の担当教員へ直接連絡してください。

②以下の理由により授業等を欠席する場合は、公認欠席として認められます。

i) 新型インフルエンザなどの感染症（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）にかかった場合

ii) 新型インフルエンザなどの感染症にかかったおそれがあり、大学から出校停止を指示された場合

iii)

裁判员候補者として裁判所に出向く場合及び裁判员として職務に従事する場合

iv) 2親等以内の親族が死亡した場合（原則として最長1週間とする）

v) 天災・交通機関の障害による場合

必要に応じて提出してもらふ書類がありますので、詳しくは教務係で確認してください。なお、上記以外の理由の場合は公認欠席として認められません。

公認欠席の取扱いとしては、授業については欠席扱いになりませんが、担当教員の指示により、補講への出席やレポート等の提出が求められることがあります。また、試験を受けられなかった場合には、担当教員の指示する方法により、追試験が行われますので、ご注意ください。

公認欠席と認められるためには「欠席届」の提出が必要です。

③インフルエンザ等の感染症にかかった場合は、以下の手続きにより公認欠席が認められますので、必ず下記手順に従って手続きをしてください。

i) インフルエンザにかかったと思ったら、必ず医療機関で診断を受けてください。

ii) インフルエンザと診断されたら、必ず芸術工学部学務課教務係（092-553-4418）に連絡してください。

iii) 解熱後48時間以降に、芸術工学部学務課教務係で公認欠席の手続きをしてください。公認欠席の申請には「欠席届」が必要です。欠席届は学務課教務係で配布しています。

④ 定期試験における欠席（公認欠席の場合を除く）の場合、定期試験の開始時刻までに芸術工学部学務課教務係（092-553-4418）へ連絡のあった学生については、関係する試験科目等の担当教員へ学務課から連絡を行いますが、試験後については学生が直接担当教員へ連絡を行ってください。

[基幹教育科目 欠席届の様式はこちら \(word\)](#)

[専攻科目\(芸工の科目\) 欠席届の様式はこちら \(word\)](#)